

議案第 159 号

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例  
の制定について

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 1 月 30 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例  
さいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業施行規程（平成 17 年さいたま市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（施行地区に含まれる地域の名称） 第 3 条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 さいたま市岩槻区南平野 1 丁目から南平野 5 丁目 までとする。	（施行地区に含まれる地域の名称） 第 3 条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、 さいたま市岩槻区大字南平野字清賀、字丸田、字 中通丸田、字深町及び字下六反並びに大字長宮字 前田の各一部とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。